

後見制度支援預金特別約定

2020年7月10日現在

後見制度支援預金は当金庫ホームページに掲載している「普通預金規定」（以下「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1. 利用対象者

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

2. 取扱店の限定

口座取引店のみを窓口として取扱うものとする。

3. 取引の方法

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

4. 自動支払い

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

5. キャッシュカードの取扱い

キャッシュカードは発行できません。

6. ATM利用

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

7. 解約

この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。

- ① 成年被後見人が死亡した場合
- ② 裁判所による「指示書」に基づく場合
- ③ 成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
- ④ 未成年後見の場合で、成年に達した場合
- ⑤ 法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合

8. 適用条項

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

9. 約定の変更

当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上